# 石狩市貨物自動車運送支援事業補助金のお知らせ

原油価格・物価高騰の影響を受けている運輸事業者等に対して、支援金を交付することにより、安定的な事業運営の継続及び感染症拡大防止の推進を図るため、市内に営業所を有する運送事業者の事業継続を支援いたします。

### 対 象

石狩市内に営業所を有する貨物自動車運送事業法第2条の規定に基づく貨物自動車運送事業を営む事業者

## 補助金

- 一般貨物自動車運送事業
- → 1台につき 1万円
- 特定貨物自動車運送事業
- → 1台につき 1万円
- 貨物軽自動車運送事業
- → 1台につき 1万円
- ※被けん引自動車(トレーラー)を除く
- ※一社当たり100万円が上限です

## 申請開始時期•方法

【申請期間】 令和4年9月29日(木)~ 令和4年12月31日(土)

【申請方法】 原則、ウェブまたは郵送により申請願います。

※感染拡大防止の観点から、ご協力をお願いいたします。

### 申請書類

【申 請 書 】 ・ウェブ申請 石狩市ホームページのURLまたは下記QR

コードより申請 (申請書不要)

・郵 送 申 請 石狩市ホームページより申請書ダウンロード

【添付書類】 申請書のほか、車検証の写し、振込口座確認書類が必要です

※振込口座確認書類は、石狩市に口座情報がない事業者のみ

お申込み・お問い合わせ

石狩市企画経済部企画課交通担当

TEL : 0133-72-3193 FAX : 0133-74-5581

E-mail: ki-kotsu@city.ishikari.hokkaido.jp

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

